

日本政府を通じて寄せられた義援金（追加送金分）の栃木県における配分について

1 経過

日本政府を通じて寄せられた義援金について、前回送金のあった平成 24 年 1 月 25 日以降、平成 26 年 3 月末日までの受付分として 6 月 27 日に本県へ配分があった。

なお、本義援金は平成 26 年 3 月末日で受付期間を終了している。

2 義援金追加送金分の各都道府県への配分

ポイント制に基づき日本政府から次により配分。

死亡・住家全壊数を 1P、住家半壊数を 0.5P として積算

・栃木県： 1689.5 P 配分額： 1,741,164 円

3 義援金追加送金分の栃木県における配分方法について

日本政府から本県へ配分された額の指標となるポイント 1689.5P は、現時点で配付できない者（配付対象者が死亡した等）を含めたポイントである。

そこで、本県から各市町への配分には、現況を考慮した（死亡した者等を除く）ポイントを積算しなおした上で、1Pあたりの額を再計算し、配分する。

変更前 1689.5P（死亡 6P 住家全壊 685P、住家半壊 998.5P）

↓

変更後 1680.0P（死亡 6P、住家全壊 680P、住家半壊 994.0P）

・ 1Pあたりの額 $\frac{1,741,164 \text{ 円 (配分額)}}{1680.0 \text{ P}} = 1,036.407 \dots \text{ 円} \approx \mathbf{1,036 \text{ 円}}$

・ 0.5Pあたりの額 $\frac{1,036 \text{ 円}}{2} = \mathbf{518 \text{ 円}}$

・ 小数点以下の端数分合計 **684 円の剰余金**が発生

義援金追加送金配分

区分(ポイント)	1件当たり配分額(円)	件数	配分額計(円)
死亡(1P)	1,036	6	6,216円
住家全壊(1P)	1,036	680	704,480円
住家半壊(0.5P)	518	1,988	1,029,784円
市町配分総額			1,740,480円
県配分額との差し引き(剰余金)			684円

4 剰余金について

3で発生した配分することができない剰余金 684 円については、引き続き日赤で受け付けをしている被災 4 県（岩手、宮城、福島、茨城）への義援金として寄附する。